



第56号

大阪市史跡 龍虎寺遺跡 雲竜山九島院

発行所

〒550-0022 大阪市西区本田3丁目4番18号
TEL 06(6583)2725 FAX 06(6583)0908

発行者

第二十五世住職 奥田啓知(智證)

平成二十一年春 阪神なんば線開通

禁煙は本人の決意しだい!

—東京のタクシー全面禁煙—

東京都内の業界団体加盟の人タクシー約三万四千台と個人タクシー約一万八千台が一月七日より全面禁煙となりました。都内のタクシーの約九十五%にあたるそうです。この日は埼玉県と福井県でも始まり、十五都県に広がり、今後とも拡大する見通しだそうです。十日には車内喫煙に立腹した客が運転手を殴る事件まで起きました。

喫煙は肺がんをはじめ、咽喉頭食道、膀胱などの癌や冠状動脈大脳、血管、呼吸器などの疾患の原因になります。また、伏流煙により周囲の人にも同様の影響を与えます。

世界保健機関(WHO)は、「たばこは予防可能な最大の疫病」と規定し、一九八八年より禁止運動をはじめ、五月三十一日を「世界禁煙デー」とし、世界各地で健康と喫煙をテーマにした催しが開かれ、「公共の場からの禁煙」が世界的潮流になっています。

仏教では、酒を禁じた不飲酒

戒(ふおんじゅかい)はありますが、喫煙に関する戒律はありません。たばこは十五世紀末にコロンブスがアメリカ大陸から持ち帰ったものが、ヨーロッパから世界に広まったからです。

仏教では、喫煙については教義的には何も言っていない。極言すれば、お釈迦さまがたばこについて何も言っていないのだから、禁煙の必要はありません。

少なくとも小乗仏教は、お釈迦さまが示された戒律以外は守る必要はないとされています。

私たち大乘仏教の戒律に関しては、私たちが大乗仏教の戒律に関する考え方から、その主体性を重んずるところから、お釈迦さまが制定した戒律をすべて遵守する必要はなく、それぞれ仏教者が自分はいかなる戒律を守ろうかと主体的に判断して、その選択した戒律を守ればよいとしています。

「わかつちやいけるけど、やめられない」歌の文句じゃないけれど、たばこの害と他人に及ぼ

す迷惑を知らなから、禁煙に踏み切れないのが、愛煙家の弊です。しかし、たばこの健康被害を知識としては知ってはいても、腹の底からたばこの害を智慧として理解してわかつたの骨の髄まで徹底してわかつたのなら、迷うことなく禁煙できるはずで、まさに「わかつちやいないよ、やめないよ」じゃないでしょうか。

山田恵諦天台座主(平成六年示寂)は、自分は不飲酒戒を守れぬので、不飲煙戒を守つていると、仏教啓蒙家のひろさち氏は個人的に聞いたそうです。

愛煙家自身が、主体的に禁煙しようとする決意しなかり、たばこはやめられたいと思えば、本人がやめようと思えば、たばこは確実にやめられたいと思えば、昔ですが、一日三十本以上の上へ



